

伊総第 431 号
平成 25 年 8 月 19 日

伊賀市議会議長 空森 栄幸 様

伊賀市長 岡 本 栄

文書質問の回答について

平成 25 年 8 月 6 日付伊議第 269 号で要求がありました文書質問について、下記のとおり回答します。

記

●伊賀市の平成 25 年度普通交付税の決定額

9, 544, 246 千円

●当初の見込額との比較

354, 246 千円増 (当初予算額 9, 190, 000 千円)

●減額されていなかった場合、または決定額が予想を上回っていた場合の対応

◎普通交付税が増額になった原因

普通交付税を当初予算に計上する際、歳入欠陥にならないよう毎年度少なめに計上しております。予算計上額より交付決定額の方が多くなるのは、例年と同様であります。

【参考】24 年度 181, 942 千円増 (当初予算額 9, 190, 000 千円)

23 年度 625, 275 千円増 (当初予算額 9, 000, 000 千円)

22 年度 762, 061 千円増 (当初予算額 8, 800, 000 千円)

ただ、25 年度は「地方公務員給与費の臨時特例」により約 2 億 9 千 3 百万円、基準財政需要額から減額になっているにもかかわらず結果として増額になっていることについてご説明させていただきたいと思えます。

24 年度の交付額と 25 年度の交付額を比べると 172, 304 千円増額になっています。まず、今回の国の給与費の削減措置によって、本市の基準財政需要額がいくら減額になったかは、単位費用に包括されているため不明です。(県に照会しましたが、「総務省は個々の市の削減額は公表しない」とのことという回答がありました。)しかし、別添資料①「基準財政需要額増減表」から類推しま

すと、給与費削減により減額になった分より、「社会福祉」、「保健衛生」、「高齢者保健福祉」では他の要素により単位費用が増となっていることや、「公債費」や「地域の元気づくり推進費」の増額分により上回ったことが要因であると考えられます。また、普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を引いた差額が交付されるため、別添資料②「基準財政収入額増減表」のとおり収入が減ったことも、交付税の増額要因になっています。

●発生する差額について、減額した職員給与への対応を含め、今後伊賀市では、どのように対応する考えであるか。

職員の給与については、「伊賀市職員の給与の臨時特例に関する条例」の施行に伴い、7月から来年3月まで臨時的に減額します。ただし、予算の補正時期は、その範囲が全会計にわたるため、他の事業費の補正と合わせて12月補正予算に計上を予定しています。

6月議会で給与を削減しなければ行政サービスや事務事業に影響が出るとの判断から、給与の削減を決定しましたが、結果的には交付税額は増え、25年度の予算に計上している行政サービスや事務事業に影響はありませんでした。しかしながら、その交付税の算定において給与費分が減額されている事実がありますので、その分については、本市の将来的な財政状況（合併算定替期間の終了に伴い交付税が減額される）を考慮すると、減額せざるを得なかったと考えています。

使途については、国が「日本の再生に向けて」と説明していますことと、職員組合とも使途について協議した結果などから、伊賀市の再生に向けて「医療再生」などの重点事業や市民の安心安全につながる事業に使っていきたいと考えています。

なお、7月1日現在の全国の自治体の状況ですが、総務省の調査によると、検討中だったり、条例が議会で否決されたりして7月からの給与減額を実施していない自治体は全体（1789自治体）の約35%に当たる618団体です。この状況を見て、新藤総務相は、「給与削減に協力していただいた団体と協力しなかった団体とで不公平が生じる可能性が出てくるので、全ての自治体に理解いただけるよう取り組みを続けたい」と強調する一方、要請を拒否した自治体に対して「ペナルティーはないが、財源（に余裕）があったのか、歳出が適切だったのか考えていくことになる」と述べ、今後の行革努力を踏まえた地方交付税の算定などに影響する可能性を示唆しています。このような総務省の対応を見ても、地方交付税に財源を依存している本市にとっては、今回要請に応じたことは結果としてやむを得ない判断であったと思います。

●地方分権の流れに逆行した今回の国からの要請（職員給与削減要請）に対し改めて今のお考えをお聞きしたい。

国の地方交付税を削減した上での給与削減要請については、大変遺憾に思っています。本来、地方固有の財源であるはずの地方交付税において、算定基礎となる給与費の引き下げを行い、地方に国と同等の給与費の削減を強要してきたことは、これまでの地方の定員適正化の取り組みや人件費の削減努力を全く無視したやり方であり、また、地方主権、地方分権の流れに逆行する中央主権的な発想で、許しがたいことです。再度、同様の要請があった時は断固拒否いたします。